

都農町制施行100周年記念ロゴマーク使用規程

(目的)

第1条 この規程は、都農町制施行100周年記念ロゴマーク(以下「ロゴマーク」という。)を使用する場合について、必要な事項を定めるものとする。

(ロゴマークに関する権限)

第2条 ロゴマークに関する一切の権限は、都農町に属する。

(使用の基準等)

第3条 ロゴマークを使用する者は、本規程及び別記「都農町制施行100周年記念ロゴ使用ガイドライン」を遵守しなければならない。

2 ロゴマークは次の各号のいずれかに該当する場合は、使用を認めないものとする。

- (1) 都農町制施行100周年記念事業の趣旨に反すると認められる場合
- (2) 都農町の信用又は品位を害するものと認められる場合
- (3) 法令及び公序良俗に反するものと認められる場合
- (4) 第三者の利益を害すると認められる場合
- (5) 特定の政治活動や宗教活動に関するものと認められる場合
- (6) ロゴマークの使用によって誤認または混同を生じさせるおそれがあると認められる場合
- (7) その他都農町長が不相当と認めた場合

(使用の停止等)

第4条 都農町長は、第3条に照らし必要があると認める場合には、ロゴマークを使用している者に対して、ロゴマークの使用の停止等を指示することができる。

(経費等の負担)

第5条 都農町は、ロゴマークを使用した者に対し、その使用に係る経費又は役務を負担しないものとする。

(損失補償等の責任)

第6条 都農町は、ロゴマークの使用に起因する損失補償等について、一切の責任を負わないものとする。

(事務)

第7条 この規程に関する事務は、都農町役場総務課が行う。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、ロゴマークの使用に関し必要な事項は、都農町長が別に定める。

附 則

この規程は、令和元年9月12日から施行する。